

## 地域包括ケアシステム構築のため地域の实情に応じた支援を求める意見書（案）

平成26年度診療報酬改定や国会での「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の審議により、改めて地域包括ケアシステムの構築が着目されているところです。

全国の自治体では、団塊の世代が75歳以上となる2025年の姿を展望しながら、増大する保険料などに苦慮しつつ、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に取り組んでいるところです。

よって、国におかれては、社会保障・税一体改革の円滑な推進のため、平成26年4月から引き上げられた消費税の財源を的確に活用しながら、全国の自治体の实情に応じて積極的に支援を行うよう、下記の事項について要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

- 1 医療、介護、福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護については、2025年に向けて更に100万人のマンパワーが必要とされていることから、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。
- 2 在宅訪問診療に係る平成26年度診療報酬改定により、在宅医療の現場においては、集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けると想定されるため、改定の影響について実態調査を行うとともに、適切な対応を行うこと。
- 3 新しい地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業では、介護事業者による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア等による多様なサービスの提供が期待される。については、効果的、効率的な事業が可能となるよう、予防給付から移行する事業費用を含めた十分な財源の確保に努めること。
- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に基づき、平成26年度から引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、消費税の増収分を活用する新たな基金については、適切な配分に留意すること。
- 5 特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化することから、自立した生活を送ることが困難な低所得、低資産の要介護高齢者の地域における受皿づくりについて、市町村への支援を強化すること。

平成26年6月20日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛  
総務大臣  
厚生労働大臣

長野市議会議長 高野正晴